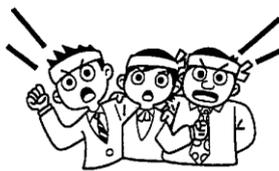


業務部速報



No. 73

発行 11. 12. 19

JR東労組 業務部

安全で質の高い医療を提供できる医療職場の 人事・賃金制度の実現を求める申し入れ **第4回** **申11号**

主任が果たす責任を明確にして、職種にかかわらず主任手当を一律に支給すべきだ!

【第20項】提案資料第3項第4号②イに定める役割手当の支給対象及び名称を下記のとおりとすること。①H等級及びA等級に在級する社員は管理手当②B等級に在級する社員は主任手当

【第21項】管理手当、および主任手当を基準内賃金とすること。また、提案資料第3項第1号に定める賃金の種別及び体系を【別紙4】の内容に改めること。

【第22項】管理手当、および主任手当支給区分を【別紙5】の内容に改めること。なお、主任手当支給対象者に対しては、扶養手当、職務手当および技能手当を併給すること。

(申11号および交渉のポイントP1参照)

組合

役割手当の算出ベースになっている職務手当等が増額された時は役割手当も増額すべきだ!

会社

役割手当は能力の発揮に対して支払う。手当に変更が出た時には、諸手当の議論の中で行う。

一般職に役割手当を支払うことで主任の責任が不明確になる!

薬剤師の国家資格向上に対する会社評価には納得がいかない!

【第25項】提案資料第3項第2号①イ(ア)に定める修業年限6年の薬剤師の初任給を19,860円に改めること。(交渉のポイントP2参照)

組合

会社案19,530円では、医療技師の職種間で、現行バランスが崩れてしまう。薬剤師の短縮制度も含めて、組合案の方が妥当だ!

会社

バランスを崩そうとは思っていない。何事も一律には言えない。修業年限で初任給を決めている。

同年齢で修業年限3年制職種の賃金を上回ることはできない!

入社時年齢が上がる薬剤師は、短縮制度、初任給、役割手当が会社案のままでは不利になるのは明白だ! 薬剤師の人材確保にも影響する!

修業年限が伸びたからといって賃金に反映させていいものか、勉強したからといって賃金にはならない。採用基準は福利厚生等もあるので、影響はしないと考えている。

修業年限が4年と6年では資格の重みが違う!

ある職種の修業年限が3年から4年になったとすると、会社案では186,000円となり、4年の187,500円とは1,500円の差額が発生する!

可能性の議論はここでは難しい。今後必要なときに検討する。基本給の作りは現行に一律追加した。

修業1年=3,900円換算だけでは、制度変更時に対応できない!

矛盾だらけの会社案は医療業界の変化に対応していない、医療現場には適さない!
組合案が盛り込まれないままでは妥結することはできないことを訴え交渉終了!!